

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	特定農産加工業経営改善等臨時措置法			法令番号	平成元 法65			
手続名	経営改善措置に関する計画の変更の承認			根拠条項	第4条 第1項			
審査基準	<p>「佐賀県特定農産加工資金制度実施要領」第7条の「計画の変更承認基準」による。</p> <p>(計画の変更)</p> <p>第7条 承認経営改善計画等を変更しようとする承認特定農産加工業者等は、知事に計画変更承認申請書（様式第5号又は様式第6号）を提出するものとする。</p> <p>2 第2条第3項、第3条、第4条及び第5条の規定は、承認計画を変更する場合について準用する。</p> <p>3 変更後の経営改善計画等の実施期間は、変更前の計画の実施期間を含めおおむね5年間以内とする。</p>							
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 30日	目次
					標準経過期間 日		No.	7